

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市認可外保育施設保育料補助事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	子育てしやすい環境を作るために認可外保育園の保育料を補助することで、通園する児童の保護者負担の軽減を図るとともに、保育料により保育を選択するのではなく、就業のために最適な保育を選択できる体制を整備するために、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	認可外保育施設に通園する児童の保護者
補助対象経費	同時入所の2子目以降及び兄弟が小学3年までにいる世帯の在園児の保育料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限：対象児童1人当たり月額3万円×通園月数
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	上限：対象児童1人当たり月額3万円×通園月数
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 2人目以降保育料無料化を認可外保育所でも進めるために必要な補助制度である。今後も国の施策である幼児教育・保育無償化と連動させ、子育て支援を行う。
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 認可外保育園に通園する児童の保護者の負担軽減を図るため、実施する事業であり、目標の数値化にはそぐわない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和3年3月31日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保護者に認可外保育園を通じて案内
事業担当（担当部署）	子ども若者課 園児支援係
（電話番号）	0259-63-3126